

大船渡市復興推進協議会 議事概要

日 時	平成 27 年 12 月 28 日（月） 午後 1 時 20 分～午後 1 時 40 分
場 所	大船渡市役所 第 1 会議室
構 成 員	大船渡商工会議所 株式会社三菱東京UFJ銀行 株式会社東北銀行 大船渡市
事務局等	大船渡市災害復興局復興政策課、商工港湾部商業観光課

【次第】

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 出席者紹介
- 4 議事
 - (1) 大船渡市復興推進計画（案）について
 - (2) その他
- 5 閉会

【議事概要】

○ あいさつ（大船渡市災害復興局長）

震災から4年9カ月が経過し、市復興計画は、復興を本格化させる中期の2年目に差し掛かっている。震災後、市民の皆様と一体になって取り組んできた復旧・復興に係る事業については、その多くが概ね順調に推移し、市内各所で具現化している。

このような中、さいとう製菓株式会社は菓子製造工場の建設を進める計画であり、このことは地域経済の活性化と雇用機会の創出に大きく寄与するものと心から感謝申し上げる。

当協議会は復興特区法に基づき、復興推進計画の策定に関して必要となる事項を協議するため設置したものであり、本日協議する大船渡市復興推進計画（案）については、復興特区支援利子補給金制度を活用し、さいとう製菓株式会社の取り組みを支援するために作成したものである。計画（案）に対し、理解と賛同をお願いしたい。

○ 出席者紹介（事務局）

事務局から出席者名簿により紹介

○ 議事

※ 大船渡市復興推進協議会設置要綱の規定に基づき、会長である大船渡市災害復興局長が議長となり、議事を進行

(1) 大船渡市復興推進計画（案）の説明（事務局）

この計画（案）は、さいとう製菓株式会社が、大船渡市赤崎町で実施予定の菓子製造工場を整備する事業に関し、当市の復興推進計画の目標を達成するうえで中核となる事業として位置づけを行い、復興特区支援利子補給金の支給を受ける計画として策定しようとするもの。

この計画の認定申請にあたっては、復興特区法に基づく復興推進協議会の設置と、当該協議会構成員として利子補給金の支給を受ける予定の金融機関の参加が必須となっている。

（以下「大船渡市復興推進計画（案）」により概要説明）

この計画（案）については、当協議会で協議を行うほか、岩手県から意見を聴取することになっている。県からは、平成27年12月21日付で、東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進に資するものであることから、異存ありませんとの回答があったことを報告する。

また、復興特区法の規定により、当市のホームページにおいて、協議会設置の要綱、復興推進計画（案）、本日の議事概要を掲載することとなる。

（さいとう製菓株式会社から事業内容に関して追加説明があった）

○ 会長

ただいま、事務局とさいとう製菓株式会社から説明のあった「大船渡復興推進計画（案）」について、意見等をいただきたい。

○ 出席者

意見なし。

○ 会長

意見等ないので「大船渡市復興推進計画（案）」について、原案とおりに決定してよろしいか。

○ 出席者

異議なし。了承。

○ 会長

原案のとおり決定する。

(2) その他

「大船渡市復興推進計画」については、平成28年1月8日までに認定申請を復興庁に提出する予定である。計画認定後は、金融機関の指定申請書を2月12日までに、対象事業者の推進申請書を同じく2月12日までに提出することになる。

以 上